

国港総第254号  
平成29年9月1日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長  
( 公 印 省 略 )

「工事請負標準契約書の制定について」等の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告がなされたところである。

これを受けて、今般、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）等を下記のとおり改正し、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正について）の一部改正）

- 1 「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正について（平成29年3月31日付け国港総第496号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>別冊工事請負標準契約書第7条の2の見出し中「受注者の契約の相手方となる」を削り、同条第1項中「下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方」を「下請負人」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>第一</u> 「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の一部改正について</p> <p>別冊工事請負標準契約書第7条の2の見出し中「受注者の契約の相手方となる」を削り、同条第1項中「下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方」を「下請負人」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。</p> <p>(略)</p>
<p>(削除)</p> <p>附 則 この通達は、平成29年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。</p>	<p><u>第二</u> 「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正について</p> <p>別冊工事請負標準契約書第7条の2第3項を次のように改める。</p> <p>3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額</p> <p>二 当該社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める期間内に確認書類が提出されず、かつ、同号ロに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額</p> <p>附 則 この通達は、平成29年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。<u>ただし、記第二の規定は、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。</u></p>

(「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正)

2 工事請負標準契約書の制定について(平成8年1月24日付け港管第111号)の一部を次のように改正する。

別冊工事請負標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。</p> <p><u>2</u> 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p><u>3</u> 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p><u>[注]</u> 発注者が内訳書を必要としない場合は、内訳書に関する部分を削除する。</p>
<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる<u>届出</u>をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。</p> <p>一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による<u>届出</u></p> <p>二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による<u>届出</u></p> <p>三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による<u>届出</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p><u>二</u> 受注者と直接下請契約を締結する下請負人のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合</p> <p>二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</p> <p><u>㊦</u> 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場</p>	<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる<u>届出の義務を履行</u>していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。</p> <p>一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p><u>二</u> 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出したとき</p> <p>二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</p> <p><u>㊦</u> 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としていると発注者が認め、その旨を通知した日から30日(発注者が、受注者</p>

合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一・二 （略）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2～5 （略）

（発注者の解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一～六 （略）

（契約が解除された場合等の違約金）

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相

において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

ロ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一・二 （略）

三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2～5 （略）

（発注者の解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一～六 （略）

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相

当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 （略）

（解除に伴う措置）

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 （略）

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔及び中間前払金〕の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額〔及び中間前払金額〕になお余剰

当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（新設）

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 （略）

（解除に伴う措置）

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 （略）

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔及び中間前払金〕の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額〔及び中間前払金額〕になお余剰

があるときは、受注者は、解除が第47条又は第47条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条又は第47条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

があるときは、受注者は、解除が第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」の一部改正について）

3 設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について（平成8年2月29日付け港管第444号）の一部を次のように改正する。

別冊設計・測量・調査等業務標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p><u>第42条の2</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 前条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p><u>2</u> 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p><u>3</u> 第1項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>
<p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、<u>第42条</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、<u>第42条又は第42条の2第2項</u>の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応</p>	<p>第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、<u>前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、<u>第42条</u>の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割</p>

じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分業務料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、[第42条又は第42条の2第2項](#)の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

### 3・4 (略)

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が[第42条又は第42条の2第2項](#)によるときは受注者が負担し、第43条又は第44条によるときは発注者が負担する。

二 (略)

### 6 (略)

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が[第42条又は第42条の2第2項](#)によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分業務料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、[第42条](#)の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

### 3・4 (略)

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が[第42条](#)によるときは受注者が負担し、第43条又は第44条によるときは発注者が負担する

二 (略)

### 6 (略)

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が[第42条](#)によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（「発注者支援業務標準契約書の制定について」の一部改正について）

4 発注者支援業務標準契約書の制定について（平成24年1月27日付け国港総第577号）の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p><u>第45条の2</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 前条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p><u>2</u> 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p><u>3</u> 第1項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>
<p><u>(発注者の任意解除権)</u></p> <p>第46条 発注者は、業務が完了するまでの間は、<u>第45条</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与物件等があるときは、当該貸与物件等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第46条 発注者は、業務が完了するまでの間は、<u>前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与物件等があるときは、当該貸与物件等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>

- 2 (略)
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第45条又は第45条の2第2項によるときは受注者が負担し、第46条又は第47条によるときは発注者が負担する。
- 二 (略)
- 4 (略)
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条又は第45条の2第2項によるときは発注者が定め、第46条又は第47条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 2 (略)
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第45条による場合は受注者が負担し、第46条又は第47条による場合は発注者が負担する。
- 二 (略)
- 4 (略)
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条による場合は発注者が定め、第46条又は第47条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。